○国家公安委員会告示第三十四号

六年内

. 閣府、

総務省、

法務省、

外務省、

財務省、

文部科学省、

厚生労働省、

農林水産省、

経済

産業省、

国土

関 係 行 政 機 関 が 所管する法令に係 ぶる情報 通 信技術を活用した行 政 \mathcal{O} 推進等 に関する法律施行 規 則 伞 成 +

交通省、 環境省令第一号)第三条、 第四条、 第五条第二項、 第八条及び第十条第二号の規定に基づき、 平成

十六年国家公安委員会告示第九号 (関係行政 機関が所管する法令に係る情 報 通信 技術を活用 ľ た行 政の 推 進

等に る手 続等 関 民する法語 のうち、 律施 行規 国家 則 公安委員会に係る手続等) 第三条 0 規定に基 づく複数 の全部を改正 0 行 政 機関 Ļ 0) 所管に係 公布 \mathcal{O} る 日 から施り 公益法 人の 行する。 設立 又は 監 督に

関

す

令和三年六月二十五日

国家公安委員会委員長 小此木八郎

(公益法人の設立又は監督に関する手続等)

第 条 関 係 行 政 機関 が 所管する法令に係 る情報通 信 技術を活用 した行政 の推進 等に関する法 律 施 行 規 則

以下 規規 則 という。 第三条に規定する公益法 人の 設立 又は 監督、 に関す る手 続等 は、 国家公安委員会の

所管に係る公益法人の設立又は監督に関する共管申請等に係るものとする。

(申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準)

第二条 規 則 第四 条に 規 定す る 申 請等をする者 \mathcal{O} 使 用 に 【係る電 子 計算機 の技術的基 準 は、 国家公安委員会 0

使用 に係る電子計算機と電気通信 口 線を通じて接続でき、 正常に通信できる機能を備えたものとする。

申 請等を書面 等により行う時に併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている又は記載す

べき事項を入力する方法)

第三条 規 則 第五 条第 項に基づき申 詩等 を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされ てい る書

面 _ 等 に 記 載され てい る 文は 記 載 すべ き事 項をデジタルカメラ、 ス キ ヤナ そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 画 像 読 取 装 置 を 用 1 て フ

アイ ル に記録 して入力するときは、 当該申 請等を行う者が、 当 該 いファイ ルにその情報を記録 L た日 時 を記

録して行わなければならない。

(処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準)

第四 条 規 則 第 八 、条には · 規 定す る処 分通 知等 を受ける者 \mathcal{O} 使 用 に 係 る電 子計算 機の 技術 的 基 運準は、 国家公安委

員 会 $\overline{\mathcal{O}}$ 使用 に係る る電 子 計算 |機と電 [気通信] 口 線を通じて接続 でき、 正常に通 信できる機能を備 えたも のとす

る。

(処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により受けることを希望する旨を届け出る方法)

規則第十条第二号に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希

望する旨は、規則第五条第一項の方法により届け出るものとする。

第五条